

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

川根本町長 蘭田 靖邦

市町村名 (市町村コード)	川根本町 (22429)
地域名 (地域内農業集落名)	本川根地区 (大間、接岨、大谷、八木、奥泉、小山、土本、千頭、小長井、平栗、寺馬、桑野山、沢間、洗富、小幡、田代、坂京、上岸、前山、柳三、崎平、青部)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年9月6日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

本地域は、大井川沿いの一部の地域を除き、ほとんどが山間地帯であり、集落内の平坦地と山間部の緩傾斜地を利用して農用地(152ha)が確保されている。農地は小規模かつ点在しており、傾斜地も多いため担い手への集積・集約化は難しく、効率的な経営が課題である。茶の栽培については、高齢化や茶価低迷により担い手が減少し、栽培面積は減少が進んでいる。一方で、農業生産法人が参入し、耕作放棄された茶畑の再生を進めるとともに、ゆず、さつまいも、くりの栽培を行い、町の特産化に向けた取り組みが進められている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・荒廃農地の増加を抑えるため、農地の適正管理を推進し、活用可能な土地の維持に努める。
- ・農業法人が取り組む作物について、加工・販売を含めた地域のブランド化を目指す。
- ・獣害による農作物被害を軽減するため、鳥獣害対策について検討する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	152 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	152 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農業振興地域内の農用地区域を、農業上の利用が行われる区域とする。
保全・管理等が行われる区域については、具体的な取り組みが計画された場合に設定する。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
地域計画に基づく目標地図の作成により、地域外の農業法人等が参入しやすい環境整備に努め、農地の集積・集約化を促進する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の貸借については、原則として農地中間管理機構を通じて行っていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
担い手への集積・集約化を進めるためには、基盤整備事業や茶改植事業の活用が不可欠である。このため、担い手とともに、積極的に話し合いを進める。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
収益性と付加価値の高い有機農業への転換を推進し、経営体の規模拡大と新規参加者の確保に務める。また、傾斜地などの耕作条件が不利な農地については、粗放的な管理体制の導入に向けた取り組みを推進する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
現行では、農作業の受託を請け負う組織が存在しないため、受託組織の育成を図る必要がある。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①野生鳥獣の地域への侵入を防止するため、地域住民等を巻き込んだ協議会等の設立を検討する。
 ②町オーガニックビレッジ構想に基づく事業推進を行う。
 ③先進的技術導入に向けた実証事業を農業関係機関とともに取り組んでいく。
 ⑦耕作条件不利地については、粗放的な管理体制の導入が必要であり、その仕組みづくりを地域全体で話し合いを行う。